

平成23年第3回蟹江町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成23年11月29日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	11月29日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	山田新太郎
	3番	安藤洋一	4番	高阪康彦
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	13番	猪俣二郎	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政策推進室	室長	伊藤 芳樹		
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 税務課長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓		
	民生部	部長	齋藤 仁	次長兼 住民課長	犬飼 博初
		次長兼 保険医療課長	上田 実	次長兼 高齢介護課長	佐藤 一夫
	産業建設部	部長	水野 久夫	次長兼 土木農政課長	西川 和彦
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	上下水道部	上下水道 部次長	絹川 靖夫		
消防本部	消防長	鈴木 卓夫			
教育委員会 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 智久	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事会 事務局	局長	松岡 英雄	書記	伊藤恵美子
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会議録 署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				
	7番	中村 英子	9番	菊地 久	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第58号 蟹江町の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第59号 平成23年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）

○議長 黒川勝好君

皆さん、おはようございます。

平成23年第3回蟹江町議会臨時会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集をいただきました。ありがとうございます。

皆さんのお手元に議案第58号に関する資料が配付してありますので、お願いいたします。

ここで、大原龍彦君より入院の際のお礼と、石垣教育長、伊藤政策推進室長より行政報告の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

○14番 大原龍彦君

おはようございます。14番 大原でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一言御礼のごあいさつをさせていただきます。

議会の始まる前、貴重な時間でございますが、一言御礼を申し上げます。

この9月26日に入院をいたしました。病気は脾臓の末端に腫瘍ができたということで、10月3日に手術をさせていただき、10月22日に退院いたしました。その間、議長さんを初め議員の皆さん、また、町長さんを初め管理者の皆様には、大変お忙しい中をお見舞いいただき、温かいご厚志をいただきまして、本当にありがとうございました。

退院してから40日ほどたちますが、体調も随分よくなりました。これからも十分体調に気をつけて、また務めさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○教育長 石垣武雄君

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、蟹江中学校の吹奏楽部の全国大会出場についてご報告を申し上げます。

本年度は日本マーチングバンド・バトントワーリング協会主催の全国大会に出場することになりました。この全国大会は、12月17日土曜日に埼玉のスーパーアリーナで開催されます。今、生徒たちは金賞目指して一生懸命練習に取り組んでいるところであります。

ところで、蟹江中学校では、全国大会への出場の報告を兼ねましたマーチング演奏を、お手元に置いてございます特別演奏会として催すということでもあります。日にちは12月10日土曜日午後3時からということでもあります。議員の皆さんにおかれましては、もしお時間がございましたら、どうぞ足を運んでいただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、この後、全国大会出場に当たっての必要経費について補正予算として上げさせていただきますが、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

また、本年度、全国規模に出場された皆さんについてであります。プリントを用意させていただきました。見ていただくとおわかりかと思っておりますが、現在23年度は6名おみえであります。蟹江町功労者（スポーツ競技）ということでの表彰につきましては、1月8日土曜日午後、表彰をされるというような段取りになっております。なお、名簿の2番の向井さん、

6番の安井君については、裏面を見ていただくとわかると思いますけれども、小・中学生については奨励金が支給されるということになっておりますので、向井さんと安井君は奨励金もあわせて出るということでもあります。

ちなみに、岩井さん、柘植さん、1番、2番の裏面の奨励金の方は、実は表彰式はありませんけれども、2年前に既に表彰を受けているということですので、奨励金のみということになっております。

中学校のそのような全国大会もあわせて、蟹江町の中でも小・中学生あるいは高校生の方々が全国規模の大会で活躍しているということを報告申し上げて、終わりしたいと思います。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

議長のお許しをいただきましたので、ご報告申し上げます。

大店立地法に基づく届け出が出されておりますスーパーオークワについての緊急報告を申し上げたいと思います。

今月、11月16日でございますが、愛知県において大規模小売店舗立地審議会というものが開催されております。蟹江町としましては、県への報告は「特に意見はなし」ということで報告をしておりましたが、住民の方からは意見が出されており、今回の審議会でその内容が審議されましたが、結果、県としても「意見なし」ということで、ただ、審議会の意見を付記して業者に通知するというところでございました。なお、オークワの開店日でありますけれども、チラシ等によりますと12月15日がオープンということで聞いております。

それから、オークワではございませんが、Yストアにつきましても、オープンについては詳しいことは聞いておりませんが、来年1月中旬ということを知っておりますので、以上ご報告を申し上げます。

○議長 黒川勝好君

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は14名です。定数に達しておりますので、これより平成23年第3回蟹江町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参加者には町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には伊藤恵美子さんを指名します。

ここで、去る11月25日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○議会運営委員長 松本正美君

皆さん、おはようございます。

それでは、去る11月25日金曜日午前9時より開催いたしました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

1番目の第3回臨時会の会期についてでございますが、会期は本日1日といたします。

次に、2番目の議事日程についてでございます。議案上程後、審議・採決をいたします。本日ご審議いただく案件は、議案第58号、第59号の2件でございます。

次に、3番目のその他でございますが、蟹江町内の小・中学校において蟹江中学校吹奏楽部全国大会出場以外に全国大会への出場について、議長から教育委員会へ資料請求することといたしました。

なお、12月の定例会の運営についても協議いたしました。この協議結果の報告は12月定例会の初日、2日に報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、報告にかえさせていただきます。ありがとうございました。

(1番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 黒川勝好君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番中村英子君、9番菊地久君を指名いたします。

○議長 黒川勝好君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○議長 黒川勝好君

日程第3 議案第58号「蟹江町の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○総務課長 江上文啓君

資料説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

9番 菊地でございます。

給与の一部改正ということではありますが、人事院勧告によって、いつもは、いいときは何%ずつ上がった時代でありますけれども、今はマイナス、マイナスをしてということで、一気にマイナスはできませんので、経過措置が図られてこのような形で条例提案されて、中身としてわかりやすい資料を出していただいたわけでございますけれども、その資料に基づきながら、まず質問したいと思います。

まず、該当する人を考えたときに、来年24年3月いっぱい退職された方については、この措置についてはどのような計算式で、退職のとき計算ですね。退職金の計算の仕方だとかいろいろなこと出るわけでございますけれども、それはどのような影響があるのかな、これが第1点です。

それから、2つ目には、最終的には年度年度で、24年度、25年度で調整していくわけですが、減額の総額であります。現在おる人間を対象にしたときであります。多少変動してきますのでわからぬと思いますが、現在、このままそっくり対象者をやったときの金額というのは、蟹江の給与そのまま全部計算すると何千万になるか何百万になるかわかりませんが、どのぐらいの給与が減額になるのか。総額的にどのぐらい減っていくんでしょうか。これは主たる目的は、職員に払っておる給与を減らせということでございますので、この措置で条例が通ったときだと、給与関係についてはマイナス、これだけ減りましたよ、これが減りましたよというような点というのは数字的に明らかにできるものなのかできないものなのか、それが2つ目です。

大体大ざっぱで結構です。どのぐらい減るんですかと、こういう簡単な質問に対して、大体こういう条例をやるとこれだけ減るんですよと、こういうことで結構でございますので、そういう数字をお出しいただきたい。

3点目ですが、この条例には関係ありませんが、関連いたしまして質問したいわけですが、職員の再任用ということがありますが、23年度をもって退職される方というのは何人ぐらいおみえになるのでしょうか。再任用という形で、あとそのまま残って働きたいよと、こういう方がおみえになるのかならないのか、希望があつてなのか、雰囲気的に、言つたつてどうせ認めてもらいやせんで、あきらめちゃって、やめたということで、そういう再任用についても、話しさえしたくないだとかいうようなことをやってどうなのかなと。現実、来年再任用してちょうだいというような希望者がおるのかどうか。

それから、退職をされた後、例えば保育園に働いておる人たちだとか、専門的なそういうような方はもったいないなと思うんですが、やめられた後、臨時なのか、どういう雇用かわかりませんが、働きたいというと、一般的に蟹江町だと臨時1時間820円なんかだと

思いますけれども、相当ダウンするんですが、そういう形式、傾向はどうかかなと、こう思います。また答弁のときにもう少し詳しく質問したいと思います。大ざっぱに、今言ったようなことについて答えられる範囲でいいけれども、概要だけ教えていただければありがたいというふうに思います。

○総務課長 江上文啓君

菊地議員から何点かご質問いただいたと思いますが、まず、1点目でございます。今回給与改定によって来年3月31日に退職する職員の退職金に影響するかどうかというご質問だと思いますが、これは、先ほど申し上げましたように、12月1日での給与改定はいたしますが、現給保障については4月1日から減額する予定でございますので、今回の給料、改定後の給料で計算されると考えております。

次に、2番目でございますが、今回の給与改定による総額、影響額がどれほどあるかというご質問だと思います。これにつきましても、12月の期末手当で減額調整される金額といたしましては約180万ほどを考えております。

次に、3番目でございます。再任用というご質問だと思いますが、来年度再任用というか、退職予定者がまず何人あるかというご質問だと思います。これにつきましては、定年退職いたす者といたしまして23年度末は10名予定しております。そのうち、先日再任用の希望調査をいたしましたところ、常時雇用の再任用を希望された方は4名ございます。今のところ、その4名の方についての再任用の予定はございません。

もう1点は、ごめんなさい、もう1点あったと思いますが、答弁漏れがありましたら、よろしくご指摘ください。

(「やめた後に」の声あり)

わかりました。退職された方を臨時雇用するかというご質問でございますか。当然臨時職員さんは、議員の皆様ご存じのように、まず登録していただきまして、働く希望がございませぬということであれば当然そういう方も使っていきたいと思いますが、ちなみに、先ほど議員がおっしゃった保育所の方々ですと、今回希望はしてございません。

以上でございます。

○総務部長 加藤恒弘君

大変申しわけありません。ただいま、うちの総務課長のほうから4名の常時の再任用の申し出があるというお話をさせていただきました。その中で、採用の予定はないと申し上げてしまいましたが、こちらにつきましては、今後人事の中できちっと整理をするということで、まだ希望を承った段階でございますので、訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○9番 菊地 久君

期末のものは該当しているものですから180万ぐらい出たんですが、総体的に、24年、25

年まで、人事院勧告によって、本当はそのときにもやらないかなんだものを、継続的に給与を下げていくわけですが、その分がどのぐらい、本来ならこうだけれども、人事院勧告によって給与を下げたわけですのでこのぐらいは減りましたよ、町としてはね。本来ならば人事院勧告がなくて、そのままの今までどおりをやっておると、これはあったけれどもそのときすぐやっていたんですよ。継続的に給料を減らしていくと思いますが、どのぐらいになるのかなということがわかりづらいものですから、せっかく給与を下げよう、下げようというのが、何となく雰囲気的に一般の人たちの給与が非常に少ないものですから、今は職場もない、給料も減っちゃっておると、そういうようなことで国家公務員にしろ、地方公務員にしろ、マイナスさせよう、マイナスさせよう、議会の議員さんもそうありますが、そんなような雰囲気なんです。大方条例改正によって、今回職員に今まで払っておったお金がこのぐらい減らされちゃったのかな、こういうようなことがわかりやすく言うような数字的なものが出ないんでしょうか、これを一つ、もう一度聞きたいんですが、どこかを基準にしてやらぬことには、これはしょっちゅう変動しておるのでわかりませんが、一応大ざっぱでいいですけども、このことによってこうだよということがあったら言ってもらいたいと思います。

それから、再任用の件ですが、来年9人の方が退職該当であって、その人たちが9人のうち4人ですか……

(「10人」の声あり)

10人おったの、1人ふえちゃった、おかしいな。10人おるの。

(「10人いたよ」の声あり)

まあいいわ、10人が、そっちが正しいだろうで、10人みえて、そのうち希望は4名でしたね。それで、4名の方について、先ほど課長のほうは、申し出あったけれども、まあというようなことでしたが、いろいろな基準があって、成績がここに書いてありますよね。再任用する人に当たっては勤務状態がどうだった、こうだった、いろいろなことがあって、正直言って今までおる間に本当は早くやめてほしかったなという人がおったけれども、やめさせることはできないものですから渋々置いたけれども、退職になったからこれはよかったなと。何とか早くやめてほしいという気持ちがある人もおるかもしれませんが、しかし、本人のほうで希望で申し入れたと。申し入れたら、町の総務の人事関係の人が「わかった」と言って、この人は勤務成績もいいし、この人はなくてはならぬからというようなことで再任用をしようというのは人事の中でお決めになると思うんですが、結論的には大体いつごろというような基準か規定があるんだろうかなと。それと、雰囲氣的に、本人が自覚しちゃって、言ったって無理だよといって、本当は残りたいけれどもという気持ちがあるけれども、本人が判断してとか、いろいろあると思うんです。だから、上司のほうから「定年だけれども、あなたは残ってもらわないといかん人だわな」と言ってくれると残りやすいし、そうではな

い雰囲気だと早くやめないといかんかなと思うでしょうし、これは人事のことは難しいわけですが、こういう制度がありますので、民間でいえば定年退職の延長ですよ。60歳の定年だったのが、63にし、65にし、それに連動して厚生年金をどうするんだというような、60歳でなかなか大変ですので、どうしても職場に残りたいと、そういう希望が多いわけです。だから、その辺について、去年はどうだったかわかりませんよ。その前、どうだったかわかりませんが、再任用というのはうまく運用をされておるのかどうかという点について、これ以上、人事のことですので深くは申し上げませんが、希望に沿うようにするのか、希望に沿ってやったばかりに、えらいのを残したなと思われてもいけませんし、その辺は難しいことだと思いますが、10人の退職者のうち4名ぐらいは再任用してもらいたいという希望があるよということになりました。

それと、町の職員で一たん職をやめて、やめた後、例えば1カ月だとか3カ月だとかたったときに臨時を募集されたり、また必要だとか、だれかやめたらというときに、その人がやめたときに希望を持って、今度実際は退職していくけれども、町で何か私にできそうな仕事でアルバイト——アルバイトではいけませんが、臨時でいいからという希望を書いておくとすると、そういう人に優先的に来ていただくということになるのかなと。現在も役場の中で退職して行って、「あれ、半年たったらまたござるがや」というような人もみえますし、「あの人、役に立つよ、来てもらってよかったな」ということもあるわけですが、その辺の雰囲気というか、やり方について、給与とは関係ありませんが、全体の人事の関係でございますので、それとつけ加えてもう1個ですが、再任用したときの、その後の扱い方ですけれども、同じ職場において、例えば自分のところの職場で一番のトップにおったと。部長におったとか、何々室長におった。その人がおやめになった。再任用でおると。同じ職場におる、同じ机を並べておるということについてどうなのかなと。そのところの長になっておる部長だとか室長という人たちは、仕事上やりやすいのかな、どうなのかなというふうに思うんですね。ほかに、そこでなくて別のところで使える方法だとか、ほかのものをつくって、人材の優秀人材室なんかつくっちゃって、今までの町長部局で町長直轄の優秀人材友の会——友の会じゃいかな、遊んじゃうといかんけれども、そういうものでやらないと、非常にやりにくいんじゃないかなと私自身は思うんですが、それはわかりません。そんなことも、どんな考え方で、再任用というのはあちこちで、正直言ってもめておるの。蟹江だけじゃありませんから、よその町村へ行ってもいろいろな問題が出始めておることは事実ですので、蟹江町はうまくいっておるのかな、どうなのかわかりませんが、人事についても半年なのか、1年なのか、5年間はいいか、5年間同じところずっとおみえになったときにどうなのかな。そのとき、こっちの部長さんのほうがかわっていつちやうもので、それこそ院政をしくような、そんなような雰囲気になってもいかにすけれども、現状支障はないだろうとは思いますが、その考え方について、どんなお考えをお持ちなのかなと思います。

○総務課長 江上文啓君

菊地議員からたくさんのご質問をいただき、ありがとうございます。

それでは、まず1点目でございますが、多分おっしゃってみえるのは、現給保障の補てん額というか、保障額がいかほどあるかというご質問でよろしかったですか。そういたしますと、23年11月末までにおきまして月額44万ほど保障してございます。これが23年12月1日から、先ほど説明させていただきましたように、0.991を掛けますので41万円ほどに下がります。24年4月1日からは現給保障額が2分の1となりますので12万円ほどになり、25年4月1日からは現給保障がございませんので保障額としてはゼロということでございます。

続きまして、質問の2番目でございますが、再任用について決定の時期がいつごろかというご質問だと思いますが、これにつきましては、人事につきましては基本的に3月中・下旬になるかと思えます。

それから、運用の状況はどうかというご質問だと思いますが、これにつきましては、過去に再任用職員というのは現職員がお一人みえますので、トータルお二人だと思います。

次に、3番目でございますが、来年度退職された職員を優先的に臨時職員として採用するかどうかというご質問だと思います。もちろん先ほど申し上げましたように、3月に退職していただいて、臨時職員でもといった希望をされれば臨時職員としての登録をしていただいて採用することは可能でございますが、優先的というよりも、その方の過去の経歴等を判断させていただいて、その方に合った職場があれば臨時職員として雇用させていただくことはあると思えます。

次に、4番目でございますが、再任用職員と現場の職員の関係はどうかという質問だったと思います。これにつきましては、当然、議員がおっしゃるように、今まで上司だった者が部下というか、そういう立場になるということはありません。ただ、そこは私も職員としてお互いに自分の立場というものをわきまえて仕事を進めてまいりますので、それによる支障はないかと考えております。

ちなみに、今現在再任用している職員につきましては、年齢の関係でございますが、最大3年間なんですけれども、1年更新、1年ごとに見直しし、最大で3年間の再任用職員として雇用できるとなっていると思えます。

以上です。

○議長 黒川勝好君

よろしいですか。

(発言する声あり)

○総務課長 江上文啓君

総額とおっしゃられるのは現給保障の総額ということではございませんか。

(「人件費を下げたもので、その金額というのはどうなのということ、幾らぐらい下が

っておるのという」の声あり)

それは、先ほど180万ほどというお話ではないかと。今回の12月の期末手当で減額する調整額の総額は180万ほどと……

(「人件費だよ、これを下げて、それぐらい、しれておるんだな。えらいびっくりするようなことでないな」の声あり)

ただ、今回の減額改定も、すべての職員が対象になるわけではございませんので、今、私も283名ほど職員おるかと思いますが、そのうち、今回減額改定によって下がる職員というのは118名ほどでございます。約42%ほどだと思います。その職員の減額による調整額が約180万ほどということになっております。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長 黒川勝好君

他に質疑はございますか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

よろしいですか。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第4 議案第59号「平成23年度蟹江町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

連続で全国大会は、多分これ7回ですか、何回でしたかね。連続で全国大会、埼玉に行ったり大阪へ行ったりしておみえでございますけれども、なかなかできることではないといい

ますので、ほんとにご苦労さんだというふうに思います。今回の全国大会に行かれる補正予算が出されたわけでありましてけれども、行き方について、いつも新幹線で行って新幹線で帰ってきたらどうかとか、または、向こうへ行って、先へ行って旅館に1泊して帰ってきたらどうかとか、このようなことでありますけれども、今回の予算を立てられた予算の中身でありますけれども、総額、これはどんなような形でされておられるのかなというのが1点です。

それから、2つ目には、きょうは資料を出していただいておりますけれども、全国大会へ行かれるときの問題であります、ここに私は、どういう形であれ、蟹江町として行くのではなしに、ここに住んでおみえになる蟹江町民が全国大会へ出場できるということは、蟹江町民としての誉れだというふうに思うわけです。

そういう中で、学校教育として蟹江町立の小学校、中学校での生徒であるけれども、学校では関係のない例えばクラブ、学校で既にやっておるクラブで大会へ出られるのと、そうではなしに、クラブではないところで個人的というか、民間のところへ入って行っておやりになって、その人たちとして行く場合と二通りまたあるというように思うわけでございますけれども、いずれにしても扱い方の問題ですが、扱い方の問題として、学校として認めておるクラブ、学校教育としてやっておるクラブ、今回から柔道がなるかどうか分かりませんが、そういう人たちが全国大会へ出るときと、まだそうでなくて任意でやっておる、少林寺拳法、多分これは違いますね、まだね。ソフトテニスも違いやせんか、相撲もまだ認めていないですね。そういう仕分けの問題というのを、だれが、どこで今後して行って、幅広く蟹江町民の誇りというか、蟹江町民の中にはこういうすばらしい人たちがスポーツの面で貢献しておるよとか、そういうことがわかりやすく、また、処遇だとか待遇をしたらどんなものでしょうかねと。ここでスポーツの関係については表彰されたり、また、町長室へ来て、「私、選ばれました。行きますよ」と言ってごあいさつをされて送り出されたり、いろいろなことをやっておみえになると思いますけれども、特に蟹江町のマーチングバンドは非常に有名になりまして、これだけ行かれるということは並大抵のことではない、努力だと思いますし、伝統を守る、去年頑張ったが、ことしだめだったらどうしようというプレッシャーもかかるでしょうし、そういう意味で、連続こうやって行けたというのは大偉業ですので、みんなして元気よく送り出してあげるといいことだと思いますが、その陰で、「私も蟹江町だけれども、こんなに頑張っておるのに、何で」という、こういう声が出てもいけませんので、そういう方々についてはどんな思いの中で考えていったらいいのかわかりかねますので、一遍お考え方をお聞かせ願えればありがたいと思います。

○教育部次長・教育課長 鈴木智久君

まず、今回出させていただきました派遣費補助金の補正予算の内容でございますが、これは昨年度派遣させていただいた折に、帰りが遅くなるということで新幹線のほうに切りかえ

させていただいたという経緯があると思います。今回の出場時間も午後3時ということで、バスで行ってバスで帰るとなりますとかなり時間も遅くなるということで、選手というか、生徒の健康上に配慮いたしまして、学校からの要望もございまして、新幹線でと考えたんですけれども、昨年新幹線に乗車する際にかなり時間的な制約がございまして、それであれば、もう一泊させていただいていけないかというようなこともございまして、予算上のほうの見積もり等をとらせていただいた結果、新幹線で帰るよりは、もう一泊させてゆつくりと子供に帰ってきてもらったほうが費用も安く済みましたし、健康上というか、そういうところでも配慮できるということで、今回は二泊させていただくようになりました。ですので、16日の日、前日乗りこんで、17日本番を迎え、その日また一泊して、翌日町のほうにバスで帰るとい、バスで行ってバスで帰るといことです。去年はバスで行って新幹線で帰りましたので、どうしても新幹線の費用、バスは半分になりませんので、新幹線代がどうしても去年はオンされたわけですけれども、その費用のうちよりも安く今回は宿泊のほうがとれましたので、二泊をさせていただくことにさせていただきました。

それからあと、学校での部活動とそれ以外でのアマチュアとの関係のお話でございますが、これは、今現在、東海大会、全国大会に出場して、文化的な活動、体育的な活動を部活動の中でやった場合においては補助金のほうを出させております。それ以外のところでアマチュア精神といいますか、他の、部活を離れた競技での全国大会の出場につきましては、蟹江町全国大会等出場選手奨励金支給要綱というのが町のほうにございますので、それにのっとりまして、今回資料として出させていただきました方々に報奨金のほうを出させていただいているということでございますので、今後につきましても、学校での部活動とそこを離れた場合での活動というところは、今のところこのような扱いの中で進めていきたいなと思っておりますので、当分は、扱いとしてはこのような形でお願いしたいというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○9番 菊地 久君

今、町全体のことでも私質問したんですが、例えば学校の中では、どこの学校、新蟹江小学校だとか、大学だとか高校はよそでございましてけれども、この中の生徒さんについて、蟹江町立の小学生だとか中学生が行く場合に当たっては、学校の中では行かれるときだとかなんかのときには、どのようなお言葉をかけたり、激励をやるのか、送り出しておるのか、また、どんな形でやっておみえなのか。ただ「行ってきたよ」と。例えば、ここで新蟹江小学校の安井さんですか、この子はわんぱく相撲全国大会へ行ってこられたわけですね。そういうようなときだと、「ああそうかね、行ったかね」というようなことでおられるのかなど。そういう場合は、行くときやなんかは町長室へ来て、たしかあいさつしたのかどうか、新聞をちらっと見たような気がしますが、学校として、新蟹江小学校としては全く無関心で、

「どうぞ、ああそう、行って来たの」と、こういう形なのかどうなのかなど。よその高校だとか大学だと、なかなかそんなところまで口を出したりできませんけれども、町立の小学校や中学校の生徒の場合はどのような今まで扱い方をされておみえになったんですか。

○教育長 石垣武雄君

町内の小・中学生の扱いであります。今回、新蟹江の安井君の場合であります。私も把握はしていなかったんですけれども、学校のほうはわんぱく相撲で出かけているよということで、学校のほうで担任さんとか何かでそういうように「行ってらっしゃい」と、これ、夏休みだったと思うんですけれども、あったと思うんです。規約というか、条例が、先ほども次長が申し上げたとおり、町としては学校の部活動以外のものについては報告をもらって、そして、そういう要綱があるものですから、「頑張ったね」とか、あるいは「これから頑張りなさいよ」というようなところでやっていると。そして1月の成人式の後ですけれども、スポーツ競技の功労者として表彰するという段階であります。

ちなみに、昨年度ですけれども、蟹江中学校がハンドボール——ハンドボールは蟹江中学校、部活動であります。部活動で出たんですけれども、それは普通の大会まででした。そこの中のある選手が、何人かですけれども、実際に県としてチームをつくると。チョイスというか、蟹江中学校でだれとだれが出なさいよという場合は、これまた普通の学校の部活動からちょっと離れてしまって、そういう混成チームの中の一員になったと、こういうような子供についても、これは先ほどの学校全体の部活動の扱いではなくて、先ほどと同じようなスポーツ競技の表彰ということで奨励金を渡している。学校のほうとしても、ハンドボール担当の先生が、うちの十何名の生徒のうち二、三名がこうやって行ったよということでやっているということをとらえております。

一応教育委員会としましても、そのあたりの把握は年度当初に、校長、教頭会でなかなかこれは把握しにくいものですから、というのは、お子さんがどのクラブに入っているという場合も、なかなか教育委員会としてもつかめていないし、ややもすると、担任さんも家に帰っていったからのクラブ——クラブというか、塾みたいなものですから、なかなかつかみにくいんですけれども、そういうような場合に、子供の声あるいは親御さんに対して、そういうようなところを把握しながら、そしてせつかくそういうように県大会あるいは地区大会、大きく全国大会というようなところの報告を受けているというように町内の小・中学校をやっております。

あわせて、一般男子の場合も、ずっと2年ほど前でしたか、ゴルフでそういうような大会に出るということも、これもなかなか本人さんからも聞かなかつたんですけれども、周りからお聞きして、そして、そういうような形の要綱があるものですから対応していくということで、若干後追いと言ったらおかしいですけれども、そういう受け身的な要素はありますけれども、町としても、そういうように一般の方を含めて応援していくという体制であります。

以上です。

○9番 菊地 久君

大きなことはあれですけども、国民栄誉賞をもらったのはスポーツですよ。なでしこジャパン、国民栄誉賞ですよ。と同じように、スポーツを通じていろいろな形で町の、まさしく誉れになるのか、それとも学校教育の一環として、ああすばらしい生徒、頑張っておるよと褒める、それでスポーツが振興されるというような、蟹江町はスポーツがすばらしいな、こういう人もおるとか、音楽でもすばらしいねという、そういうムードや声というのを大事にするのは我々大人たちなんですよ。担当しておる、特に教育関係であれば教育委員会、町であれば町長ですよ。町民は町の宝なんですよ、みんな宝ですよ。宝の中で少しでも頑張ってくれた人、悪いときだけはすぐと新聞に載って、暴力ざたを犯したとか、蟹中の人がどうだった、北中はどうだとか、津島の中学校等どうだったか、悪いことはどんどん伝わるわけ。だから、いいことをちょこっとでもいいから大きくしてあげて、育つように褒めてあげるような、そういう雰囲気や体制が私は非常に大事だというふうに思いますので、表に出たのはいいんです。だからマーチングバンドはいいですよ。私、マーチングバンド、バンドと言うものですから、余りひいきにしておるといって、あそこばかりひいきにして物を言っておっていかんじゃないかという、隠れたこの人たちはちっとも表に出ぬがどうなっておるとかいうような声が上がってきておりますので、ぜひ学校のほうにもお話をさせていただいて、もしそういう方々がおったら激励をしたり励ましてあげたり、いろいろな形をしてあげることによって、もっと伸びていくんじゃないかと、こんなように思いましたので、ぜひ、きょうのこの予算に対して関連して申しわけなかったんですけども、せっかくでございましてそんなこともお尋ねして、特にお願いを申し上げたいと、こういうふうに思います。

○教育長 石垣武雄君

一つだけ、ありがとうございます。これからも気をつけて、町内の子供たちあるいは大人の方々を応援していきたいというふうに思っております。先ほど1月8日、来年表彰されますけれども、実はこういう広報のところの3月号に一覧表で、蟹江町功労者表彰・表彰式ということで写真つきで、どのような種目に出たかというようなところも広報のほうでもさせておっていただきますけれども、またこれもあわせて啓発も含めて町民に広く知っていただくというような努力をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○7番 中村英子君

7番 中村です。

今回の補正予算は去年と同じですけども、旅費ですよ。旅費についての補正予算なんですけれども、ずっと以前から吹奏楽部の部活動に関して、自己負担といいますが、楽器類ですよ。楽器が全部にうまく上質なものが行き渡るということが難しいというようなことがあります。過去においても、ずっと前から自己負担で楽器を購入しているというケースが

いろいろあったんですけれども、大分年月たっていますので、今、現状はどんなふうなのかなということをまず1点お伺いしたいと思います。

それから、これに付随して、衣装だとかいろいろな費用がかかっていると思うんですが、これについては中学校費というような費用の中で賄っているのではないかと思うんですけれども、そのような付随して起こる負担についても、これは全部町費として負担されているのか、あるいはまた、個人の負担に負うところもあるのかどうなのか、その辺の楽器の費用負担、また、衣装代等まつわってかかる費用負担がどのようになっているのかということで、数年間たっておりますので、現状をお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

2点いただきました。

楽器等の自己負担ということではありますが、学校の部活動でありますので、それなりにと言ったらおかしいですけども、こちらのほうでも予算化して楽器を購入しております。修理等も含めて、楽器等やっておりますけれども、確かにおっしゃるように、中には例えばそういうトランペットにしても何にしても、お家で買われてしまう場合もあるかもしれません。でも、学校の部活動ですので、学校の物を使っていただくというのが基本でありますので、そういうような形で進めておっていただくというふうにとらえております。

それから、2点目の衣装代とかその他の費用についてではありますが、学校には部活動費というのがあって、それぞれいろいろな部活動に割り振りをして配っておりますけれども、おっしゃるように、例えば今度協会の埼玉へ行きます。見ていただくとわかりますけれども、衣装というんですか、またはいろいろな旗とか、そういうような衣装代等々小道具ですね。このほかにかかわるものは、若干はそういうように部活動費がありますけれども、多分足りないと思います。それについては保護者の方が、これはそれ以上のところについては保護者の方のお気持ちでやっておっていただくということが現状であります。ですから、自己負担がありということで、でも、こちらの教育委員会としても部活動費はそれなりに支給しているということをとらえていただくとありがたいなと思います。

以上です。

○7番 中村英子君

こういうところに出て、競うものの場所に出る人は、みんないい結果を残したいと、当事者は思うと思うんですよね。ですから、町のお金で賄えないものは自分たちでやっても、ちょっとよくしていきたいというのが心理だと思うんですね、どうしても。競技ですから、参加することに意義があるだけではなくて、結果を残したいということですので、そういうことだと思ってしまうんですが、そこで、今、教育長が言われましたように、部活動なので、町の物を使って行ってくださいというのが基本で、それを勧めているというお話でありましたが、現実問題、自分で買って参加しているという子供は、前は結構いましたので、今も結構いるの

ではないかと思うので、63名という方が参加するんですけれども、じゃ、自己所有している人はそこでどれぐらいの子が自己所有しているんですか。家庭で買って、よりいい楽器でやりたいということで、家庭もその負担にこたえられるような家庭であれば、目をつぶるという言い方はおかしいんですけれども、それを使ってもらえるだろうけれども、現実問題、自分の楽器というもので参加しているのはどれぐらいみえるんでしょうかということをお伺いしたいと思いますし、それから、衣装その他小道具、備品等で、今も言いましたように、競う競技ですので、よりよくしたいということで親子一緒になって取り組んでいるところもあると思うんですが、大体それはどれぐらいの負担が家庭にかかっているのかということ把握してみえるのかどうか、把握していなければいいですが、どれぐらいかかっているんだろうというのは、特に助成の関係ではあると思うんですが、把握できる範囲で言っていただきたいと思いますし、また、中学校や教育委員会が部活動の子供たちを派遣しているのに、それにかかっている費用に親がどれだけ負担しているのかわかっていないとか知っていないとか、そういうことであってはならないわけですから、その辺の費用負担についてお答えをいただければと思います。

○教育長 石垣武雄君

2点いただきました。

自分の楽器を使っている子供が何名ほどいるか、申しわけありません。十分つかんでおりませんので、担当に確認していきなというのを思っております。

それから、衣装代等々についても、その額について把握しておりません。それについても、担当にお聞きしても、ひょっとすると、そのあたりが、きれ代というんですか、衣装代、ですから額としては申しわけないんですけれどもそれほどの額ではないんじゃないかな。ただ、手縫いとか、いろいろなそういうきれを買ってくるんですけれども、それをいろいろな旗とか、人の体に合わせたりなんかして縫わないといけませんので、ひまざいが大分かかるんじゃないかな。人件費、これについては親御さんが出してみえると。ですので、衣装代そのものについては、きれ代というふうにとらえたほうがいいのかな、あるいは段ボールとかそういうようなお金だと思えるんですけれども、そのあたりについては保護者の方が本当にそれこそ夜も寝ずではありませんけれども頑張っていたくなくということをお思っておりますが、額については把握しておりません。

それから、中学校の部活動でということでもありますけれども、部活動で、どの部活も一緒なんですけれども、行く以上はいい成績を残したいという気持ちは変わりありませんので、ここのプラスにして、そういうふうにならぬ大会へ行けば、それなりに親御さんも応援があるだろう。例えば、これがバスケットや陸上で出れば、シューズの一つも、もうちょっとというような気持ちもあろうかということとは思わぬでもありません。

それから、もう一つは、これ、昨年度からそうなんですけれども、今までは、実は連盟の

大会と協会の大会、2つ出してくれました、150万ほどと207万と。昨年度から、同じような大会、マーチングでは1年に一度だよということで、これは決めさせていただいて、そのあたりについても、実は部活動なのにとということで保護者の方からもご意見をいただいたんですが、いろいろなほかの部活とのかかわりがあるから、一つは全額に近い形でやっていくからご理解くださいと、そうさせていただいたものですから、全部が全部ということもなかなか難しいものですから、できるだけこちらとしても目を開いて、子供たちがいろいろな場で活躍できるように応援していきたいと思っていますが、また、保護者の方のご理解、ご協力もいただきたいなというところが現実であります。

以上です。

○議長 黒川勝好君

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

以上で、本臨時会の会議に付議されました事件はすべて終了いたしました。したがって、平成23年第3回蟹江町議会臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午前10時10分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

黒川勝好

7番 議員

中村英子

9番 議員

菊地久